

図 敷地面積300平方メートルの1戸建て住宅の場合

200平方メートル分は小規模住宅用地となり、残り100平方メートル分は一般住宅用地となります。

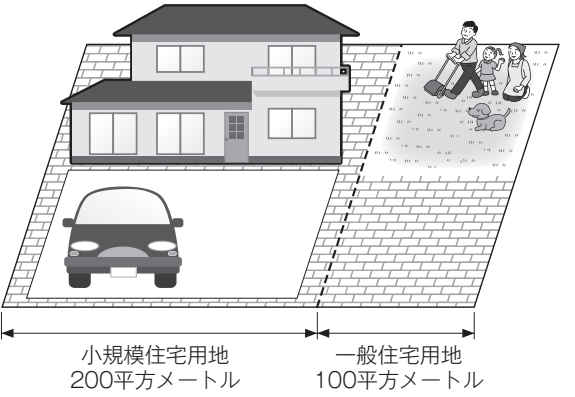


表1 住宅用地に対する課税標準の特例と税率

住宅用地の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅1戸当たり 200平方メートルまで)	評価額の 6分の1	評価額の 3分の1
一般住宅用地 (住宅1戸当たり200平方 メートルを超える部分)	評価額の 3分の1	評価額の 3分の2
税率	1.4%	0.3%

表2 固定資産税・都市計画税相当額の計算例
(上図を例に評価額を360万円と仮定した場合)

評価額	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地分 200平方メートル =240万円	240万円×1/6 =40万円…A	240万円×1/3 =80万円…B
一般住宅用地分 100平方メートル =120万円	120万円×1/3 =40万円…C	120万円×2/3 =80万円…D
合計 360万円	(A+C)×1.4% =1万1200円	(B+D)×0.3% =4800円



住宅の敷地は税金が 軽減されます

土地の固定資産税・都市計画税

住宅やアパートなどの敷地として利用している土地は、特例措置が適用となり、税額が軽減される場合があります。

問い合わせ 資産税課 (市庁舎2階、 ☎65・4122)

固定資産税・都市計画税は、評価額を基に算出した課税標準額に、税率(固定資産税1・4%、都市計画税0・3%)を乗じて算定しています。

住宅用地に対する 課税標準の特例



毎年1月1日の賦課期日において、住宅やアパートなど(以下、「住宅」)が建つ土地は、特例措置が適用され、税額が軽減されます。

住宅を建築中または、建築予定の土地は対象になりませんが、既存の住宅に代わる住宅の建設中など、一定の条件を満たす土地については対象となる場合があります。

住宅用地とは

住宅と、その住宅に付属する庭や自家用駐車場を、段差や仕切りなどがなく、一体として利用している敷地は、庭や駐車場も含めて住宅用地と認定されます。(図)

また、店舗や事務所との併用住宅は、居住部分の割合(全体の床面積の4分の1以上が必須)により、特例措置の適用面積が変わります。

特例措置の適否については、毎年5月に送付される納税通知書の7頁に記載の「用地認定欄」を確認してください。

住宅用地の種類

住宅用地は面積に応じて、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます(表1・2)。ただし、住宅用地の面積の上限は、住宅の床面積の10倍までです。

住宅用地に認定されない事例

住宅に隣接していても、塀やフェンスなどで仕切られ、住宅と直接行き来できない土地は住宅用地と認定されません。このほか、住宅と一体として利用している敷地内に事業用の敷地が存在する場合や、住宅を店舗や事務所へ変更した場合などは、住宅用地に該当しないことがあります。

使い方が変わった場合は連絡を

土地や家屋の利用状況が変わった場合は、資産税課へ連絡してください。また、現地調査などで住宅以外に使われていると思われる家屋を把握した場合、所有者に利用状況を確認することがありますので調査への協力をお願いします。



ひとり親家庭などへ 支援

ひとりで悩まず相談してください

市では、ひとり親家庭などに対する相談窓口や自立支援制度を用意しています。

問い合わせ こども課 (市庁舎3階、 ☎65・4160)

相談窓口を 利用してください

日常生活やお仕事、子どもの事などで、困り事や悩み、不安を抱えていませんか。

市では、ひとり親家庭などからのさまざまな相談に、母子・父子自立支援員と就業支援専門員が応じています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

○養育費や面会交流、財産分与などの離婚前後の相談

○資格取得や就業に関する自立のための相談

○生活費や子どもの進学費の相談

場所 こども課

日時 月々金曜日(祝日、年末年始除く)、9時15分～17時30分

※窓口に来ることが難しい場合は、Eメール(☐one_step@city.obihiro.hokkaido.jp)による相談も可能です。

母子家庭等就業・自立支援センターをご存じですか

母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親などに対し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供に至るまで、一貫した就労支援サービスを提供します。

場所 グリーンプラザ(公園東町3、 ☎20・7751)

ひとり親家庭などへの 各種支援制度

各種支援制度を利用する際は、必ず事前にこども課窓口へ相談が必要です。



① 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くための教育訓練として、指定講座を受講した場合、修了後に受講費用の一部を支給します。

対象講座

医療事務や介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など

② 高等職業訓練促進給付金等事業

経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合、修業期間の生活負担を軽減するために、給付金を支給します。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、調理師、歯科衛生士など(令和3年度に限りデジタル分野などの民間資格も対象)

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための対象講座を受講した場合、受講修了時と試験合格時に受講費用の一部を支給します。

対象者

ひとり親家庭の親、またはその子ども

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活や子育ての支援が必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣、または支援員宅で子どもをお預かりします。

利用可能な理由

就職活動や技能習得のための通学、病気、冠婚葬祭など

「ワンステップ
サポートブック」を
配布しています。

ひとり親家庭の人に加え、離婚を検討している人や未婚でひとり親になる人の困り事・悩み・不安を解消する糸口になるよう「ワンステップサポートブック」を配布しています。

希望する人は、こども課窓口へお越しいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

離婚前後に役立つ情報を掲載しています。

- ・離婚調停や公正証書
- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・資格取得支援などの支援制度
- ・各種相談窓口 など



ワンステップサポートブック

検索